

山梨県産業集積促進助成金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県産業集積促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、県内において製造業等の立地事業を行う者、本社機能移転等を行う者、情報通信業等の立地事業を行う者及び上質な宿泊施設の立地事業を行う者に対し助成することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、本県経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造業等の立地事業

製造業、試験研究所、物流業、データセンターその他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業の用に供する工場又は事業所を県内に設置する事業をいう。

二 製造業

統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業をいう。

三 試験研究所

自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。

四 物流業

商品の輸送・保管・包装などの事業をいい、日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

五 データセンター

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。

六 医療機器関連産業

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35

年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品又は同条第4項に規定する医療機器に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

七 水素・燃料電池関連産業

水素の製造、輸送・貯蔵若しくは利用に関わり、又は水素を化学反応させることにより電力を取り出す燃料電池に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

八 航空・宇宙・防衛関連産業

航空機工業振興法(昭和33年法律第150号)第2条第1項に規定する航空機等、衛星、ロケット、地上施設等の宇宙機器又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)第2条第1項に規定する装備品等に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

九 半導体関連産業

半導体又は半導体製造装置に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

十 ロボット関連産業

物の生産に供される機械器具を製造する事業をいい、日本標準産業分類に掲げるロボット製造業をいう。

十一 バイオテクノロジー利用産業

生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用する産業をいう。

十二 高度先端分野

先端技術の研究開発をするものとして国又は国立研究開発法人(以下、「国等」という。)の委託又は補助を受ける事業のうち、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はバイオテクノロジー利用産業に該当するもので知事が認める事業をいう。

十三 高度先端分野の立地事業

製造業のうち高度先端分野に該当し、当該事業の用に供する工場であり、かつ国等の採択の日から10年以内に操業を開始する工場を県内に設置する事業をいう。

十四 成長分野

医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はデータセンターをいう。

十五 県外新規立地

県外に工場等を有する者が県内に初めて工場等を設置し、当該工場等における常時雇用労働者に占める正規雇用の割合及び常時雇用労働者の平均所定内給与額が一定の水準以上である場合並びに当該工場等における物流業務の全部又は一部を県内に事業所を有する事業者へ委託している場合をいう。

十六 本社機能移転等

地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、知事から認定を受けた者が、計画に基づく本社オフィス

又は研究・研修施設を県内に設置することをいう。

十七 情報通信業等の立地事業

情報通信業等の用に供する事業所を県内に設置する事業をいう。

十八 情報通信業等

情報処理に関連したサービスを行う事業所をいい、日本標準産業分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するもののうち、デジタル形式のものを制作する事業をいう。

十九 オフィス設置事業

県内に事業所を有さない者が顧客に直接に対応する機会が特になく、事務処理、管理業務、人事、経理、法務、財務若しくは総務の業務を行うオフィス又は研究・研修施設を県内に設置する事業をいう。

二十 上質な宿泊施設の立地事業

宿泊業の用に供し、第4条第1項第7号の要件を満たす施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）を県内に設置する事業をいう。

二十一 宿泊業

日本標準産業分類に掲げる宿泊業のうち旅館、ホテル又はリゾートクラブに分類されるものをいう。

二十二 工場等

第1号、第16号、第17号、第19号及び第20号に規定する事業において設置する工場その他の建物をいう。

二十三 投下固定資産額

工場等の敷地内においてその立地事業の用に供するため地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下同じ。）第13条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）の合計額をいう。ただし、情報通信業等にあつては同条第8号に掲げる減価償却資産（ソフトウェアに限る。）を、オフィス設置事業にあつては同条第8号に掲げる減価償却資産（ソフトウェアに限る。）及び社宅の取得等に要する費用を含めるものとする。

二十四 賃借料

立地事業の用に供する建物及び駐車場等の賃借契約に基づく費用をいう。ただし、情報通信業等及びオフィス設置事業に限り、法人税法施行令第13条第1号から第3号及び第6号から第8号までに掲げる資産（第8号はソフトウェアに限る。）を含めるものとし、ファイナンスリース契約取引に基づくものについては、別に定める。

二十五 通信回線使用料

立地事業の用に供するインターネット接続費、専用回線、プロバイダ等の通信回線に係る使用料をいう。

二十六 常時雇用労働者

雇用保険法（昭和49年法律第116号。）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。

二十七 自社所有地における立地事業

製造業等又は本社機能移転等の用に供する工場等を設置する事業であつて、その敷地である土地の取得又は借地権（設定期間が20年以上のものに限る。ただし、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、航空・宇宙・防衛関連産業及び半導体関連産業であつて、知事が認めるものについては、設定期間が10年以上のものに限る。以下同じ。）の設定の日から3年を超えて当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであるものをいう。

二十八 土地の取得日等

土地取得に係る売買契約書に記載された契約締結の日又は借地権設定の日をいう。ただし、契約締結日前に土地取得費に充当される売買代金の授受があつた場合にはその日を土地取得日とする。

二十九 企業グループによる立地事業

土地の取得、建物の取得を行う者とその土地、建物を使用して操業を行う者が異なる場合において、両者の関係が完全子会社又は連結子会社であるものをいう。

三十 空き工場等取得費

工場、事業所その他の既存建物等を取得する費用をいう。ただし、取得後の改修費用はこれに含まないものとする。

三十一 社宅

オフィス設置事業の実施により増加する常時雇用労働者が居住するための施設をいう。

三十二 改修費用

オフィス設置事業により賃借するオフィス、研究・研修施設又は社宅を改修する際の費用をいう。

三十三 住居手当

オフィス設置事業の実施により増加する県外からの常時雇用労働者が支払う社宅の賃料を補助する目的で、オフィス設置事業を行う者が当該常時雇用労働者に支払う費用をいう。

三十四 転居費用

オフィス設置事業を行う者が、当該事業の実施により操業開始後1年以内に増加する県外からの常時雇用労働者に支払う転勤手当、赴任旅費、社宅契約時費用等の転居に係る費用をいう。ただし、社宅契約時の敷金に係る補助費用は含めない。

三十五 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネ

ルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できることが認められるものをいう。

三十六 水素製造設備

再生可能エネルギーにより発電された電力等を活用した、水素の製造に関わる設備及びその付属設備をいう。

三十七 水素利用設備

水素燃料電池や水素ボイラー等の設備であって、原則として再生可能エネルギーを活用して県内で製造した水素を利用する設備をいう。

三十八 水素製造設備等取得費

水素製造設備及び水素利用設備を取得する費用をいう。

三十九 中小企業等

次のいずれかに該当する者（みなし大企業に該当する者を除く。）をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合。

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号の協業組合、同項第8号の商工組合及び同項第9号の商工組合連合会。

エ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）にいう商店街振興組合。

オ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条の規定により組織された生活衛生同業組合であって、その組合員の3分の2以上が、中小企業者であるもの。

カ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条の規定により組織された酒造組合又は酒販組合であって、その組合員の3分の2以上が、中小企業者であるもの。

四十 みなし大企業

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者・小規模企業者。

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者・小規模企業者。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者・小規模企業者。

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業・小規模企業者が所有している中小企業・小規模企業者。

オ アからエに該当する中小企業・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模企業者。

（助成対象）

第4条 この要綱による助成の措置は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者であ

って次条の規定により知事の認定を受けたものとする。

一 製造業、物流業又はデータセンターであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに県内に土地を取得し、又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、土地取得後に災害その他の特別の事情により製造業等の立地事業を実施することができない期間があった場合、その期間のうち知事がやむを得ないと認める期間は、土地取得日等から操業開始までの期間に算入しないことができる。

イ 投下固定資産額が3億円以上であること。

ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上であること。ただし、事業認定（第5条第1項の規定による認定をいう。以下同じ。）を受けようとする者及び認定事業者（第5条第3項の規定による事業認定を受けた者をいう。以下同じ。）が中小企業等又はデータセンターを設置する事業を行う者である場合は5人以上とする。

エ 当該土地の所在する市町村（以下「所在市町村」という。）が、別に定める助成制度を有していること。

オ 当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものであること。

二 試験研究所その他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であって、前号アからオに掲げる要件の全てに該当するもの

三 自社所有地における立地事業のうち製造業等であって、第1号イからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

四 本社機能移転等を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに県内に土地を取得し、又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、本社機能移転等を実施することができない期間があった場合は、第1号アに準ずる。

イ 投下固定資産額が1億円以上であること。

ウ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

四の二 自社所有地における立地事業のうち、本社機能移転等を行う者であって、前号イ及びウに掲げる要件に該当するもの

四の三 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、第1号ウ及びオに掲げる要件に該当するもの

五 情報通信業等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに県内に情報通信業等の用に供する事業所を設置し、操業を開始すること。

イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。

六 オフィス設置事業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- ア 新たに県内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること。
- イ 操業開始後１年以内に当該操業に伴って増加する県外からの常時雇用労働者の数が５人以上となり、かつ、当該増加する県外からの常時雇用労働者の全てが県内に居住の実態を有すること。

七 宿泊業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- ア 新たに県内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること。
- イ 投下固定資産額が１００億円以上であること。ただし、会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、処分前の投下固定資産額が１００億円以上であること。
- ウ 操業開始後１年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が３０人以上であること。
- エ 一客室あたりの最低の床面積が４０平方メートル以上であること。
- オ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）第１３条第４項の規定による、知事の承認を受けていること。
- カ 第１号エに掲げる要件に該当するもの

２ 前項各号に該当する場合、企業グループによる立地事業についても、助成対象に含めるものとする。

（立地事業の認定）

第５条 助成金の交付を受けようとする者は、立地事業について、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。

- ２ 事業認定を受けようとする者は、操業開始前までに知事に事業認定申請書（第１号様式）を提出しなければならない。ただし、前条第２項に該当する者については、現地で操業する者が提出するものとする。
- ３ 知事は、前項の事業認定申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。
- ４ 知事は、前項の事業認定をしたときは、その旨を事業認定通知書（第２号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（事業認定の辞退）

第６条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、事業認定辞退届（第３号様式）により、速やかにその旨を知事に提出しなければならない。

- 一 立地事業を中止し、又は廃止したとき
 - 二 第４条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- ２ 知事は、前項の規定による提出を受けたときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

（事業認定の変更）

第７条 認定事業者は、立地事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、知

事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。

- 一 立地事業に伴う投下固定資産額及び賃借料の2割を超える増減
 - 二 立地事業における業種又は業態の変更
- 2 認定変更承認を受けようとする者は、知事に事業認定変更申請書（第4号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の事業認定変更申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で認定変更承認を行うものとする。
- 4 知事は、前項の認定変更承認をしたときは、その旨を事業認定変更承認書（第5号様式）により通知するものとする。

（操業開始の届出）

第8条 認定事業者は、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（地位の承継）

- 第9条 認定事業者の地位は、合併その他特別の理由がある場合に限り承継することができる。
- 2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、承継承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承継承認申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で承継の承認を行うものとする。
- 4 知事は、前項の承継の承認をしたときは、その旨を認定事業者の地位を承継しようとする者に通知するものとする。

（助成金の交付）

- 第10条 県は、第2条の目的を達成するため、認定事業者に対して、予算の範囲内で次の各号に定める額以内の助成金を交付する。
- 一 第4条第1項第1号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に4%（空き工場等取得費については2%、水素製造設備等取得費については9%）を乗じた額。 なお、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれ	50億円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは15億円とする。 また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。
2		50億円

1 以外の 場合	の右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。ただし、投下固定資産額が200億円を超える場合は、200億円を超える投下固定資産額には2%を乗ずるものとする。	ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。 また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が100億円未満の場合には3億円とし、投下固定資産額が200億円までは5億円とする。
-------------	--	---

二 第4条第1項第2号及び第3号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に2%（水素製造設備等取得費については7%）を乗じた額。 なお、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれ	50億円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは15億円とする。 また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。
2 1 以外の 場合	の右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。ただし、投下固定資産額が200億円を超える場合は、200億円を超える投下固定資産額には、2%を乗ずるものとする。	50億円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合で投下固定資産額が200億円までは7.5億円とする。 また、上記分野以外の場合で投下固定資産額が100億円未満の場合には3億円とし、投下固定資産額が200億円までは5億円とする。

三 第4条第1項第4号から第4号の3までに係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 新たに土地等を取得する場合	投下固定資産額に5%（水素製造設備等取得費については10%）を乗じた額。	1億円
2 自社所有地の場合	投下固定資産額に2.5%（水素製造設備等取得費については7.5%）を乗じた額。	1億円
3 建物等の賃借の場合	賃借料の1/2の額（操業開始から3年間に限る。）	年1,000万円

四 第4条第1項第5号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

なお、助成区分のいずれにも該当する場合には、双方の額を合算する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 建物又は設備機器を取得する場合	投下固定資産額に5%（水素製造設備等取得費については10%）を乗じた額。	1億円
2 建物又は設備機器を賃借する場合	賃借料及び通信回線使用料の合計の1/2の額（操業開始から3年間に限る。）	年1,000万円

五 第4条第1項第6号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

なお、助成区分のいずれにも該当する場合には、それぞれ双方の額を合算する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 建物（社宅を含む。2において同じ。）又は設備機器を取得する場合	投下固定資産額に5%（水素製造設備等取得費については10%）を乗じた額（改修費用のうち、第3条第23号に規定する減価償却資産に該当し、オフィス設置事業を行う者が所有権を有する場合となる費用を含む。）	1,500万円
2 建物又は設備機器を賃借する場合	賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用（助成区分1に該当するものを除く。）の合計の1/2の額（操業開始から3年間に限る。）（改修費用は初年度に限る。）	年500万円

六 第4条第1項第7号に係る事業の場合 次の表の左欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成額	助成限度額
投下固定資産額（会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、将来にわたって処分する見込みのないものに限る。）に5%を乗じた額（水素製造設備等取得費については10%）。ただし、投下固定資産額が200億円を超える場合は、200億円を超える投下固定資産額には2%を乗ずるものとする。	50億円 ただし、投下固定資産額が200億円までは5億円とする。

2 立地事業が県内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における前項第1号から

第4号まで及び第6号の規定の適用については、これらの号中「投下固定資産額」とあるのは「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供している家屋及び償却資産の固定資産評価額を控除したもの）」とする。

3 第1項の規定により助成金の交付を受けた認定事業者であって第8条に規定する操業開始の日から3年を経過する前に新たに事業認定を受ける場合の助成金の額は同項各号の表に掲げる助成区分及び助成額（同項第3号の表3、第4号の表2及び第5号の表2の規定は除く。）によることとし、その上限は次の各号に掲げる場合に依りそれぞれ各号に定める額とする。

一 助成金の交付を受けて第8条に規定する操業開始の日から3年を経過していない立地事業（以下「既認定事業」という。）又は新たに事業認定を受ける立地事業（以下「新認定事業」という。）のいずれかが、第4条第1項第1号、第2号、第3号又は第7号のいずれかに該当する事業であって投下固定資産額が200億円を超えるものである場合 既認定事業と新認定事業を一体のものとして第1項の規定の例により算定した助成額から既に交付を受けた助成金の額（分割交付（第11条第1項の規定により分割し交付することをいう。）する場合又は複数年にわたって交付の決定を行う必要のある場合は、交付が見込まれる額を含む。以下同じ。）（以下「既交付額」という。）を控除した額。

二 既認定事業に対する助成限度額が新認定事業に対する第1項の規定の例による助成限度額を下回る場合、又は既認定事業が第4条第1項第1号、第2号若しくは第3号のいずれかに該当する事業であって高度先端分野及び成長分野のいずれにも該当せず、かつ、新認定事業が第4条第1項第1号、第2号若しくは第3号のいずれかに該当する事業であって高度先端分野若しくは成長分野に該当する場合（前号の場合を除く。） 新認定事業に対する第1項の規定の例による助成限度額から既交付額（第1項の賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用を助成している場合は、それらの助成額（複数年にわたって交付の決定を行う必要のある場合は交付が見込まれる額を含む。）を除く。次号において同じ。）を控除した額。

三 前2号に該当しない場合 既認定事業に対する助成限度額から既交付額を控除した額と新認定事業に対する第1項の規定の例による助成限度額を比較し、いずれか少ない額。

（分割交付）

第11条 知事は助成金の交付の決定に当たり、助成金額が5億円を超える場合には、その支払が単年度5億円を超えない範囲で分割するものとする。

2 知事は、前項の規定による助成金の交付を分割して受ける者が第5条の規定により認定を受けた立地事業により設置した工場等の操業等（以下「工場等の操業等」という。）を休止し、又は廃止したときは、以後の助成金の支払を行わないものとする。

（助成金の交付申請）

第12条 助成金の交付を受けようとする者は、操業開始の届出の日から1年以内に、助成金交付申請書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- 一 土地又は借地権の取得を証する書類
 - 二 工場等の概要を明らかにした書類
 - 三 工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書及び領収書などの投下固定資産額及び賃借料を証する書類
 - 四 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加した常時雇用労働者の数を証する書類
 - 五 第5条第4項及び第7条第4項の規定による通知の写し
 - 六 立地事業が別表1に規定する加算要件に該当する場合は、それを証する書類
- 2 複数年にわたって交付決定を行う必要のある立地事業については、1年ごとに交付申請を行うものとし、2年目以降は、前項に定める必要書類のうち同項第3号から第5号までの書類を添付して申請を行うものとする。

(助成金の交付決定)

- 第13条 知事は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の助成金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による交付額の確定の通知を兼ねるものとする。

(助成金の実績報告)

- 第14条 規則第12条第1項の規定による報告は、第12条の助成金交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(状況報告)

- 第15条 認定事業者は助成金の交付を受けた日から次の日を基準日として事業状況報告書（第10号様式）により知事に報告しなければならない。
- 一 1年が経過した日
 - 二 2年が経過した日
 - 三 3年が経過した日
 - 四 4年が経過した日
 - 五 5年が経過した日
- 2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

- 第16条 知事は、交付決定の通知を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

- 第17条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の一部の返還を命ずることができる。

- 一 次条第1項で定める期間内に工場等の操業等（オフィス設置事業により設置したオフィス、研究・研修施設又は社宅の供用を含む。第19条第1号において同じ。）を休止し、又は廃止したとき。
- 二 次条第1項で定める期間内に事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更をしたとき。
- 三 次条第1項で定める期間内に投下固定資産（第10条の規定による助成金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。）を処分したとき。
- 四 次条第1項で定める期間内に事業認定に付した条件に違反したとき。

（操業継続期間等）

第18条 認定事業者は、第4条第1項各号に掲げる要件を満たす立地事業を操業開始から10年間継続して営むよう努めなければならない。

2 認定事業者は、第13条第1項の規定による助成金交付決定書に記載された「増加する常時雇用労働者の数」以上の労働者数を同項の規定による通知の日から3年間維持するよう努めなければならない。

（休止等の事前協議）

第19条 認定事業者は、前条第1項に定める期間内に次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について、休止等の事前協議書（第11号様式）により知事に届け出て、協議を行わなければならない。

- 一 工場等の操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。ただし、倒産の場合を除く。
- 二 事業の縮小、外注化、転換等により、解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整を行うとき、又は業種、業態の著しい変更をしようとするとき。
- 三 投下固定資産を処分しようとするとき。
- 四 事業認定に付した条件を満たさなくなる変更をしようとするとき。

（県と所在市町村との連携）

第20条 県と所在市町村は、第2条の目的が達せられるよう、連携を密にするものとする。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第4条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第12条の規定による申請及びこれに対する処分について適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第12条の規定による申請及びこれに対する処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、平成28年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、令和2年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、令和4年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前に改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和5年7月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和6年7月22日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和6年7月22日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和7年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表 1

加算要件		加算値
高度先端分野の立地事業 (第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業)		5%
成長分野 (第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業が右欄のいずれかに該当)	医療機器関連産業	7.5%
	水素・燃料電池関連産業	7.5%
	航空・宇宙・防衛関連産業	7.5%
	半導体関連産業	2%
	ロボット関連産業	2%
	データセンター	2%
第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業における県外からの常時雇用労働者	5人以上	1%
	10人以上	1.5%
県外新規立地		2%